

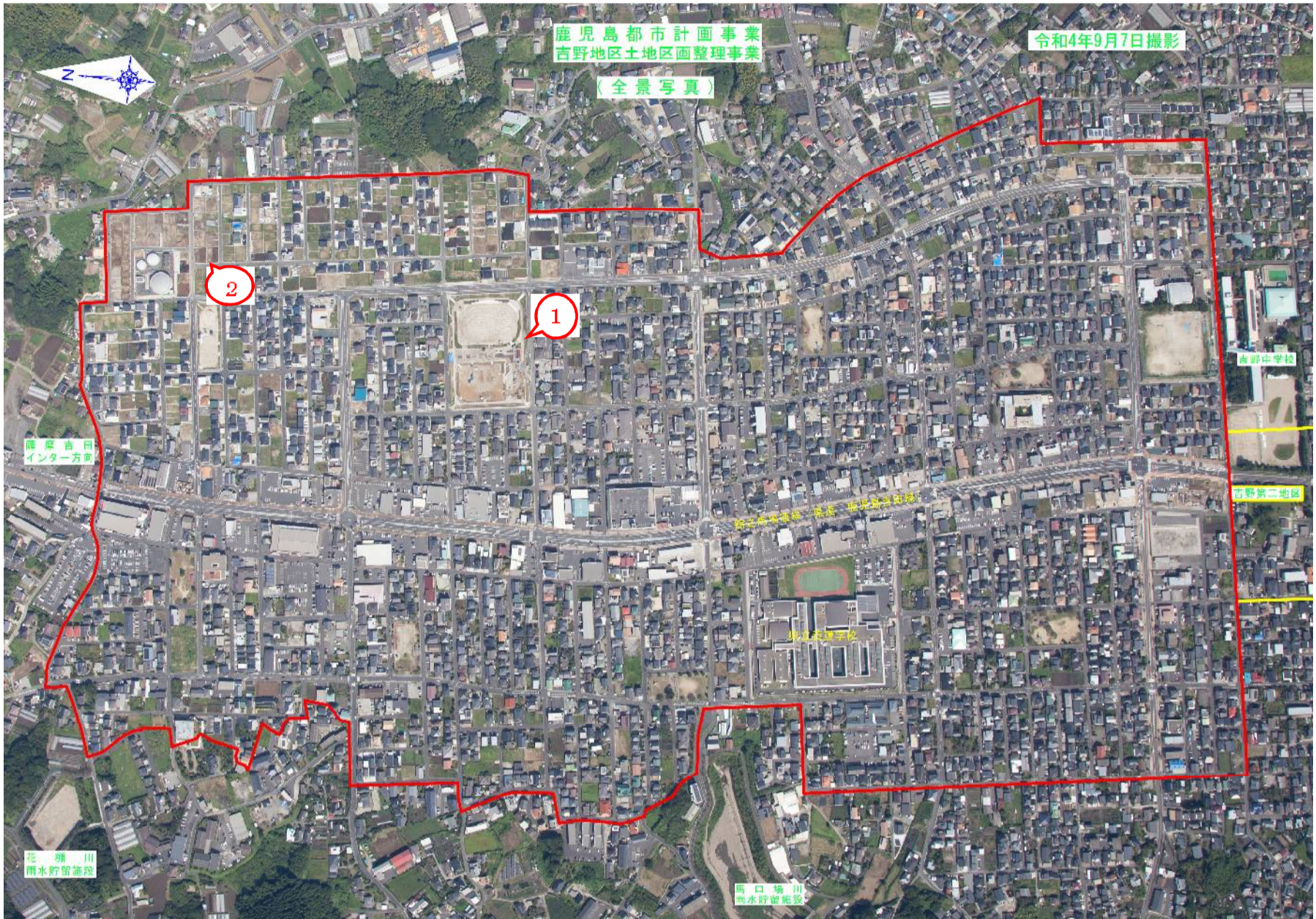
発行 鹿児島市建設局都市計画部
吉野区画整理課
TEL(設計係) 099(244)2114
(工事補償係) 099(244)4931

区画整理だより

吉野地区 第53号



現在の吉野地区



②宅地整地工事



①近隣公園整備工事

皆様におかれましては、日頃より吉野地区土地区画整理事業の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

工事に際し、砂埃や迂回など、住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、早期の事業完了に向けて、努力してまいりますので、何卒、ご理解頂きますようお願いいたします。

現在整備を進めております近隣公園につきましましては、令和5年3月の開設を予定しております。(上の写真①)

土地の維持管理のお願い

区域内での雑草の繁茂、雨水による隣接地への土砂流出などにより、生活環境の悪化、交通や防犯上の問題などを心配される声が寄せられています。皆様には仮換地先として引渡しが進んでいる土地につきましては、適時に状況を確認の上、各自で草払い等の維持管理をお願いいたします。



吉野地区土地区画整理審議会委員の選挙

吉野地区土地区画整理事業につきましては、平成4年に事業計画決定の公告を行い、皆様のご理解・ご協力を頂きながら事業を進めておりますが、事業を進めるにあたり設置しております土地区画整理審議会の委員の任期（5年）が令和5年3月22日満了となりますので、審議会委員の選挙を下記日程で行う予定です。今回、選出いただく委員は、定数15名のうち12名は所有権者、1名は借地権者となっております。（定数のうち残り3名は学識経験者及び、選挙により市長が選任します。）

選挙について

○宅地の所有者および借地権者からそれぞれ立候補を受け、宅地の所有者代表委員、借地権者代表委員をそれぞれの投票によって決定します。

○立候補届または立候補推薦届は、令和5年1月31日か2月の口開け日に行ってください。

○宅地の所有者代表委員の候補者と借地権者代表委員の候補者を兼ねることはできません。

○届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないとき、または超えなくなったとき（立候補の辞退があった場合など）は投票を行わないものとします。

○委員は、宅地の所有者代表または借地権者代表として選出されることとなるので、借地権者が宅地の所有者代表委員を、また、宅地の所有者が借地権者代表委員を選挙することはできません。

○期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。（選挙人自ら投票所で投票しなければなりません。）

○宅地の所有者代表委員または借地権者代表委員の欠員がそれぞれの委員の定数の3分の1を超えるに至った場合は、補欠選挙を行うこととなります。

選挙権および被選挙権について

○選挙権および被選挙権は、所有する土地の面積や筆数に関係なく、1人1箇です。

○次に掲げる者は、被選挙権はありません。（選挙権はあります。）

①未成年者

②禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬまじ又はその執行を中止しつづかなる者の者

○宅地の所有者、借地権者として確定選挙人名簿に記載されているが、現住所が他の都道府県または他の市町村であっても選挙権および被選挙権があります。

○土地登記簿の名義人が法人の場合でも選挙権および被選挙権があります。投票はその法人の指定する者が投票をするようになります。選挙人名簿の権利を証明する書面（投票者指定証明書）を選挙管理事務所に提出してください。

○未登記の借地権を有している方は、借地権の申告をしなければ、選挙権および被選挙権はありませんので、早急に借地権申告書を提出してください。

【提出期限】選挙人名簿作成基準日前日

（令和4年12月25日）まで

○宅地を共有してお持ちの方および共同借地権者の方は、代表者選任通知書を提出している場合に限り、その代表者選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて代表者選任通知書を提出してください。

【提出期限】選挙当日（令和5年2月26日）まで

○土地登記簿名義人が死亡し相続登記が未済の場合、相続届出書を提出していただく。この届出をされないで、選挙人名簿に上りなされた方のお名前がそのまま記載されるため、相続人の方は選挙権および被選挙権を有しないこととなるのでご注意ください。

【提出期限】選挙人名簿の縦覧最終日（令和5年1月24日）まで

また、土地登記簿名義人が死亡し相続登記が未済の場合に相続人が2人以上おられる場合は、相続届出書とあわせて代表者選任通知書を提出している場合に限り、その代表者選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて相続届出書とあわせて代表者選任通知書を提出してください。

【提出期限】選挙当日（令和5年2月26日）まで

（注）共有者や相続人の代表者は、今回の選挙に限り権利を有するものであり、今後の土地区画整理事業の施行に伴う権利等とは関係ありません。

※代表者選任通知書や投票者指定証明書などの様式や詳しいことについては下記までお問い合わせください。

選挙日程（案）

事項	期日・期間	場所など
●選挙期日の公告	令和4年12月6日（火）	市役所本庁掲示板・施行地区内に掲示します
●選挙人名簿の作成基準日	12月26日（月）	
●借地権申告書の受理停止	12月26日（月） ～令和5年1月30日（月）	
●選挙人名簿の縦覧 ●異議の申出 ●相続登記未済の場合の書類受付	1月11日（水） ～1月24日（火） （土曜日、日曜日を含みます）	縦覧場所：吉野区画整理課 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
●選挙人名簿の確定 ●選挙すべきそれぞれの委員の数の公告	1月30日（月）	市役所本庁掲示板・施行地区内に掲示します
●立候補届および立候補推薦届の提出	1月31日（火） ～2月9日（木） （土曜日、日曜日を含みます）	受付場所：吉野区画整理課 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
●候補者の氏名および住所の公告 [●選挙を行わない旨の公告]	2月10日（金）	市役所本庁掲示板・施行地区内に掲示します
●投票および開票	2月26日（日）	投票会場：吉野区画整理課 投票時間：午前8時30分から午後5時15分まで

お問い合わせ先

鹿児島市建設局都市計画部

吉野区画整理課設計係

〒892-0871

鹿児島市吉野町2916番地

電話：099-244-2114

FAX：099-244-2292

E-Mail：ynoku-sekkei

@city.kagoshima.lg.jp